

## 一般財団法人群馬陸上競技協会表彰規定

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人群馬陸上競技協会（以下本会という）の表彰について必要な事項を定め、陸上競技の振興と発展に寄与したものを讃えることにより、競技力の向上と陸上競技の振興及び郷土意識の高揚に資することを目的とする。

### (表彰の区分)

第2条 群馬陸上競技協会表彰は、次に掲げるもの（以下「群馬陸協表彰」という）とする。

- 1 功労賞
- 2 勲功章
- 3 最優秀選手賞
- 4 優秀選手賞
- 5 会長賞
- 6 記録章、記念賞

### (表彰の対象)

第3条 群馬陸協表彰の対象は、本会の登録者とする。

- 2 表彰の対象になる大会期日は、各年2月から翌年1月の間とする。
- 3 表彰の対象に必要な事項については、この規程の他に別に定める基準による。

### (表彰を行う者)

第4条 表彰は、本会の会長が行う。

### (受賞者の選考および決定)

第5条 栄賞委員会で審議し理事会で決定する。

### (表彰の期日)

第6条 表彰は、年度内に行う群馬陸協アワードで行う。

### (表彰の方法)

第7条 表彰は、記念品を授与して行う。

### (その他)

第8条 その他必要なことは、会長専務理事、事務局長で検討し、理事会で決める。

## 群馬陸協表彰対象及び授与基準

### 《功労賞》

#### 1 表彰の対象

- 1) 本会の活動に特に功労のあった者
- 2) 功労賞の受賞は、1人1回限りとする。

### 《勲功賞》

#### 1 表彰の対象

- 1) 国際大会（2の1）で規定）に日本代表として出場した選手
- 2) 国際大会（2の2）で規定）で3位以内に入賞した選手
- 3) 全国大会での優勝選手・日本記録を樹立した選手
- 4) 上記に該当する選手のうち、小学生は除く。
- 5) 最優秀選手賞と重ならない。

#### 2 対象となる国際大会

- 1) 1項1)に該当する国際大会
  - ・日本を代表して出場する当該国際団体（I O C ・ I F）の最高権威の大会とする。  
オリンピック競技会・世界選手権等
- 2) 1項2)に該当する国際大会
  - ・アジア大会・ユニバーシアード大会・世界ジュニア選手権・ワールドカップ等

#### 3 対象となる全国大会

- ・文部科学省・日本体育協会・中央競技団体等が主催し、当該競技の国内最高権威の大会とする。具体的には、国民体育大会・日本選手権・全国高校総体・全国中学校選手権・日本学生y対校選手権・全日本実業団選手権・U20、U16 競技会等

### 《最優秀選手賞》

#### 1 表彰の対象

- 1) 最優秀選手賞は、「勲功章受賞者」の中から競技技術、記録、並びに日常の競技生活が優秀な者に授与する。受賞者へ勲功賞の授与は行わない。

### 《優秀選手賞》

#### 1 表彰の対象

- 1) 本県を代表する大会に参加し入賞、もしくはそれに相当する順位を得た選手に授与する。
- 2) 勲功賞とかさならない。

#### 2 対象となる大会

- 1) 国民体育大会、都道府県男女駅伝、東日本女子駅伝等

### 《会長賞》

#### 1 表彰の対象

- 1) 本会の活動に対し、当該年度においてその活動が特に顕著である者に授与する。

#### 2 対象となる活動

- ・審判員として本協会主催大会運営に特に貢献する。
- ・指導者として特に優秀な選手を育成した場合。
- ・その他、本会の活動に特に貢献した場合。

### 《記録章及び記念賞》

#### 1 表彰の対象

- 1) 記録章は、群馬県新記録、及びタイ記録を作ったものに授与する。
- 2) 記念賞は、日本新記録及びタイ記録、世界新記録及びタイ記録を作ったものに授与する。

#### 2 その他

- 1) 記録章、記念賞は、該当年度の最高位のみ授与する。